

事業系一般廃棄物減量等計画書記入要領

事業系一般廃棄物減量等計画書を作成・提出していただきますが、記入に当たっては、下記の内容を参考にして下さい。

本計画書は一般廃棄物に関する情報(収集運搬業者、排出量、減量の具体的方法など)を記載していただくものでございます。産業廃棄物に関する情報の記載が見受けられますので、作成の際はご注意ください。

提出いただいた内容に対し、確認の上疑義が生じた場合は電話連絡等で確認させていただくこともございますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

1. 建築物の概要

所有者の住所、事業所名(個人の場合は不要)、氏名を記入してください。なお、建築物の名称は計画の対象となる建築物の名称を記入してください。

(所有者情報と計画の対象となる建築物の情報が異なる場合は、記載例を参照し、最上段の「建築物の概要」には所有者の情報を、下の表内の「建築物の概要」には対象となる建築物の情報を記入してください。)

2. 廃棄物管理責任者

廃棄物管理責任者の役職・氏名、電話番号を記入してください。

なお、住所、事業所名については、廃棄物管理責任者の所属する企業・事業所等の情報を記入してください。

3. 建築物の概要

計画の対象となる建築物の名称や延べ床面積などの規模を記入してください。保管場所については、場所の有無や面積を記入してください。

4. 事業所名

入居している事業所名すべてを記入してください。書ききれない場合は、別紙で添付してください。

5. 現在取り組んでいる減量及び資源化の具体的方法について

建物全体で取り組んでいるごみの減量方法や資源化している品目があれば記入してください。(例：裏紙の使用や簡易包装、レジ袋の削減など)

6. 今後取り組もうとすごみの減量及び資源化の具体的方法について

将来的に建物全体で減量及び資源化に取り組む予定がありましたら記入してください。

7. 店頭回収

ペットボトルやトレーを店頭回収している場合は、記入してください。その際、回収業者名を必ず記入してください。また、3R（発生抑制・再使用・再生利用）に関する取り組みを行っている場合は摘要欄に記入してください。

8. 区分／種類

区 分 : 前年度実績、本年度計画ともに必要事項を記入して下さい。
但し、対象建築物が本年度初めて提出となり、前年度実績を把握していないときは、本年度計画欄のみを記入してください。

発 生 量 : 当該建築物全体から排出される廃棄物の重量を種類ごとに記入してください。

[注意]

各事業所（テナント）単独で処理しているもの（機密文書等の清掃工場への自己搬入等）がある場合は各事業所の協力を得ながら重量を把握し、合計値を記入してください。また、排出される前段において再利用されたもの（新聞紙、段ボール等）は、排出量には含みません。

資 源 化 量 : ごみとして処分せず、再資源化された量を記入して下さい。
また、それを回収している業者名を必ず記入してください。

廃 棄 物 量 : 排出された物品が資源化物に該当するものであっても、実際に焼却、破砕又は埋め立て等、ごみとして処分した場合はその量を記入して下さい。発生量（A）－資源化量（B）＝処理量
廃棄物を収集運搬している業者名を必ず記入してください。

[注意]

ごみとして処分しているか、資源化しているか不明なときは、処理業者に相談してから記入してください。

資源化（％） : $\text{資源化量（B）} \div \text{発生量（A）} \times 100 = \text{再資源化率（％）}$ となります。小数点以下第二位を四捨五入して下さい。

[発生重量の把握]

本年度初めて提出される対象建築物で、排出重量を把握していない場合は過去1～2週間の排出実績を基に算出した月平均値を計画量として記入してください。

また、専門業者による収集運搬を実施している建築物については、専門業者に重量を聴取し、記入してください。

- 廃棄物の種類 : 資源物と廃棄物に分類しています。
- 資源物 : 機密文書、新聞紙、雑誌・雑紙類、段ボールは資源化物であり、有価物といいます。
したがって、複写用紙・ファックス用紙・ティッシュなどの禁忌品は含めず、それらは可燃ごみとして扱ってください。
- 機密文書 : 個人情報・社内機密文書等も含め一定期間保存の後、廃棄（焼却・再資源）する文書をいいます。
- 新聞紙 : 各事業所で不要になった古新聞をいいます。
- 雑誌・雑紙類 : 封筒・名刺・パンフレット・チラシ・OA用紙のメモなど不要となった印刷物をいいます。
- 段ボール : 商品梱包等で不要になった段ボールをいいます。
- 空き瓶 : 販売店で回収したもの、又は不要となって排出された全ての空き瓶が対象となります。
- 空き缶 : 販売店で回収したもの、又は不要となって排出された一斗缶までの大きさの空き缶が対象となります。
- 金属類 : なべ・やかん・フライパン、スプレー缶等が対象となります。
なお、スプレー缶は中身を使いきってから、穴を開けずに出してください。
- ペットボトル : 排出された全てのペットボトルが対象となります。
- その他 : 記入される場合は、主たる物品名も記入してください。
- 可燃ごみ（生ごみ等） : 各事業所から排出されるごみのうち、茶殻、残飯、野菜屑、ちり紙、菓子箱類、禁忌品（資源化できないもの）等で、焼却処分するごみをいいます。食品リサイクル法に基づき食品廃棄物を登録再生利用事業者にて処理しているものがある場合は資源物の食品循環資源の項目に記入してください。
- 粗大・不燃ごみ : 各事業所から排出されるごみのうち、可燃ごみ以外のごみや大型ごみをいいます。「その他」は、主たる物品名も記入して下さい。

